

基準排出量変更申請書の作成に関する説明 (第1部 基準排出量の変更申請の概要)



説明の内容

第1部 基準排出量変更申請の概要(共通)

第2部 変更対象別の解説

- ・設備変更(データセンター)
- ・設備変更(工場)
- ・床面積・用途変更
- ・熱供給先の変更(熱供給事業所)



第1部 基準排出量変更申請の概要(共通)

目次

- 1 基準排出量の変更とは
- 2 変更事象の確認
- 3 変更要件の確認(増減量の算定)
- 4 変更後の基準排出量の算定
- 5 基準排出量変更申請書の提出

1 基準排出量の変更とは

(算定GL※ p.137)

(1) 目的

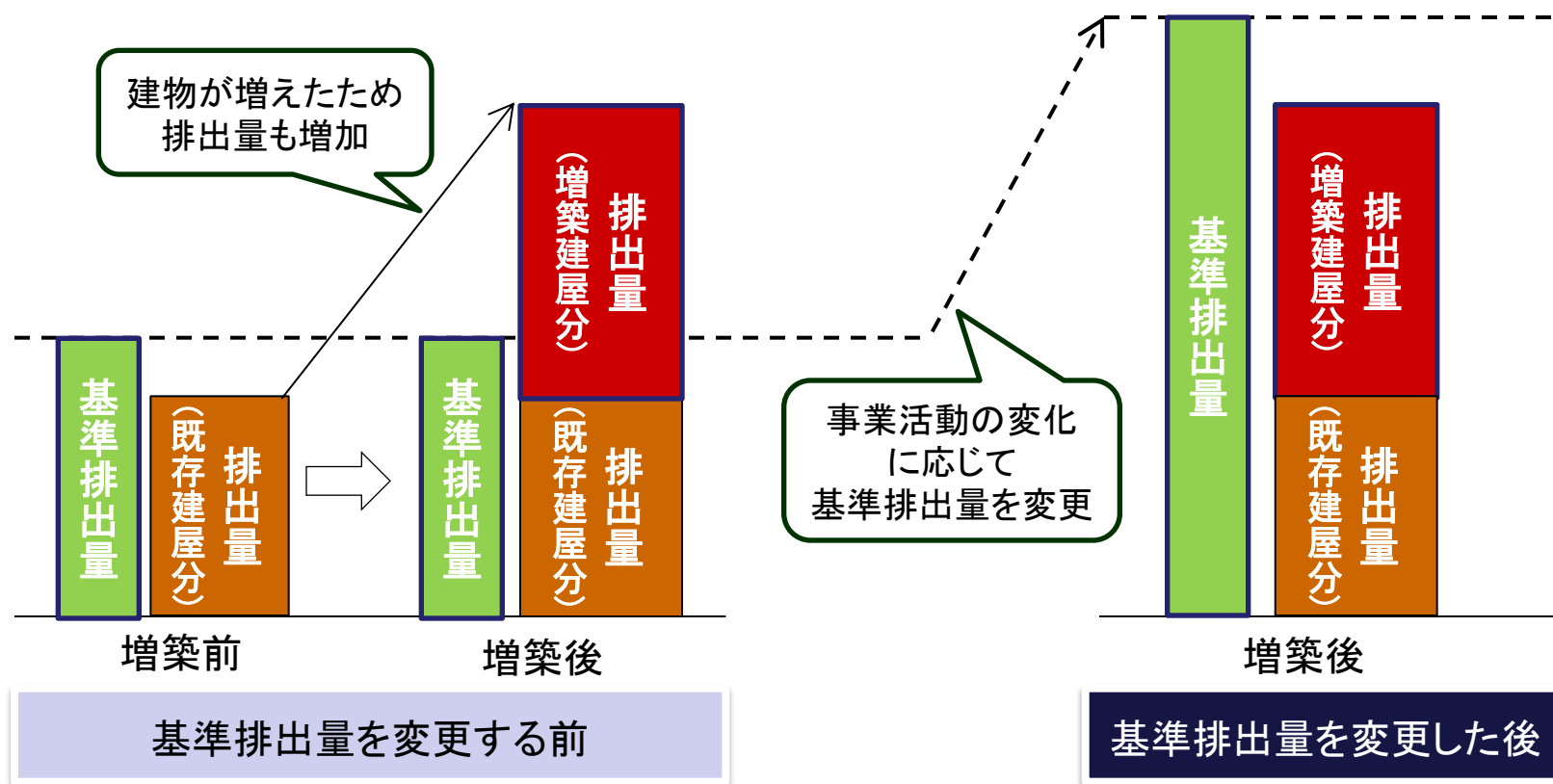
基準排出量の変更の仕組みは、基準年度以降において事業所の用途、規模等に著しい変化があった場合に、従前の基準排出量を基に算定された量の排出削減を義務付けられるのでは、不合理(負担が大きい、又は、過大な利益を受ける。)であることから設けられたものである。

したがって、一定の条件を満たした場合に申請できるものではなく、一定の条件を満たした場合は必ず申請をしなければならない仕組みとなっている。

1 基準排出量の変更とは

(2) 変更の例

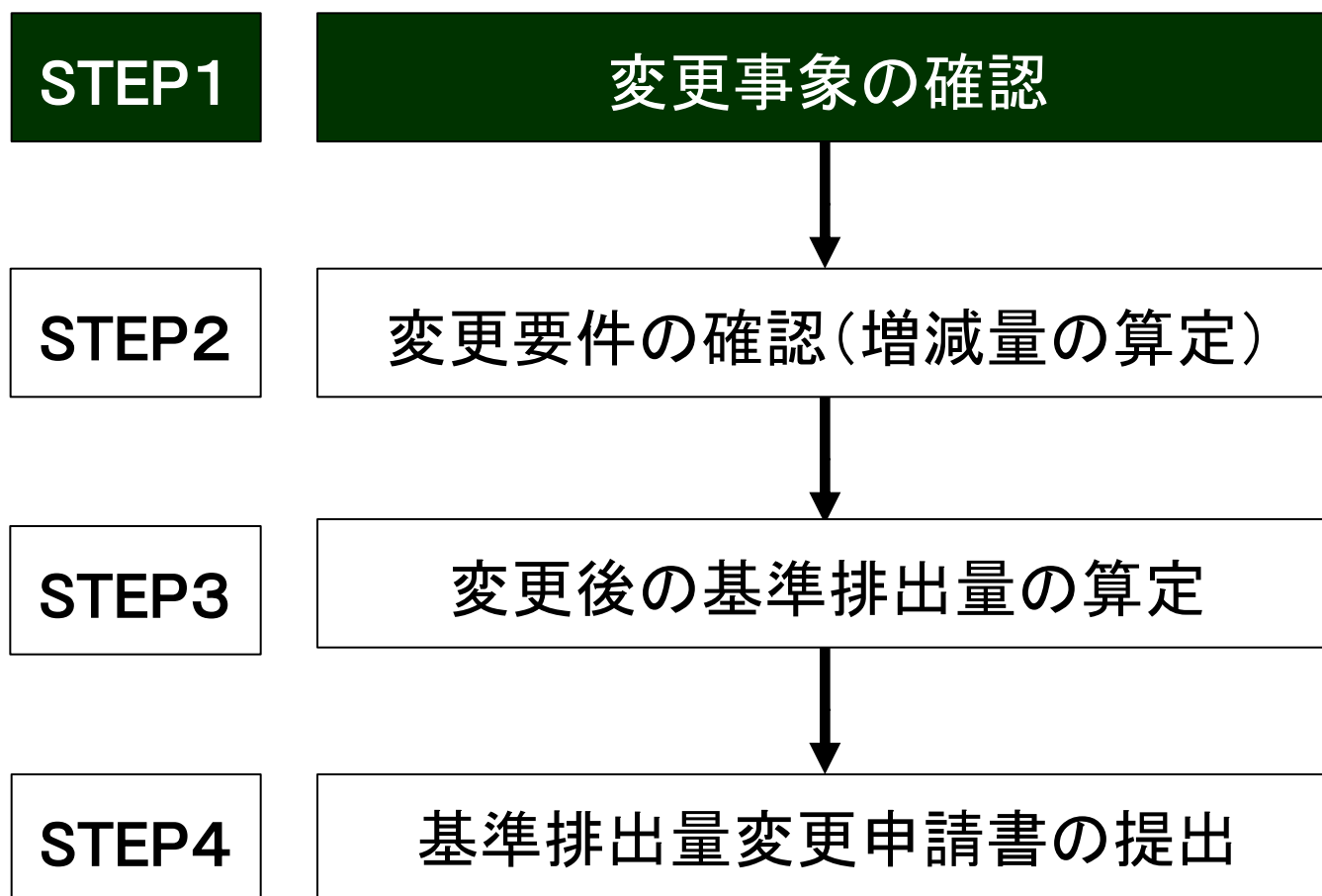
■ 面積増加による基準排出量の変更イメージ



減少(例:建物解体)の場合も基準排出量変更の対象となる。

2 変更事象の確認

全体フロー



2 変更事象の確認

STEP1

(1) 変更事象とは

(算定GL p.137～138)

ア 熱供給事業所以外の事業所

①事業所の床面積の増減

例) 建物の新築・増築・解体 など

②異なる用途になる変更

例) テナントの入れ替わり(事務所→商業) など

③事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減

例) 生産設備の増減、サーバの増減(顧客契約容量の増減) など

- 設置又は撤去の工事を伴うもの(可搬性のある設備は対象外)
- テナントが保有する設備の増減も変更対象

イ 熱供給事業所

④熱の種類ごとの供給先事業所(住宅含む)の床面積の増減

例) 供給先の新規契約、供給先事業所の床面積の増減 など

2 変更事象の確認

STEP1

(2) 基準排出量変更の対象とならない事象

(算定GL p.137～138)

建物又は設備の変更を伴わない排出量の増減は、基準排出量変更の対象とはならない。

〈基準排出量変更の**対象とならない場合**の例〉

- 施設や設備の変更を伴わない生産量の増減
- 営業時間や工場稼働時間の変更
- 空室率の増減
- 気温、気候の変化

2 変更事象の確認

STEP1

(3) 変更事象の確認期間の選択

(算定GL p.139)

変更事象を確認する期間は、次のア又はイのいずれかを選択
することができる。

ア 基準年度以降

基準年度開始月※¹から変更月※²まで
の変更事象をすべて確認する

- 例えば、基準年度が2002年度～2004年度の場合、2002年度4月以降を確認
- 過去に基準排出量変更申請をしている場合、最後の変更申請の変更月の翌月から確認

イ 前計画期間※³末から

前計画期間末から変更月まで
の変更事象をすべて確認する

- 前計画期間以前から特定地球温暖化対策事業所である事業所に限定
- 前計画期間に基準排出量変更申請をしている場合でも、選択可能

※1 基準排出量を排出標準原単位を用いて算定した場合は、削減義務開始年度の前年度末より後の変更事象とする。

※2 「変更月」とは、基準排出量変更の要件に該当する事象の発生した日(変更日)を含む月を指す。

※3 「前計画期間」とは、変更月が属する計画期間の一つ前の計画期間を指す。

2 変更事象の確認

STEP1

(4) 変更事象の確認期間の選択(具体例)

(算定GL p.139)

計画期間・年度	基準年度	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間	第四計画期間	
	2004	2010	2016	2024	2025	2027
増加面積 (m ²)	-	事象①	事象②	事象③	-	事象④
	-	1,000	1,000	1,000	-	1,000
床面積合計 (m ²)	10,000	11,000	12,000	13,000	13,000	14,000

ア 基準年度以降を選択した場合

事象①～事象④ (4,000 m²の増加)が変更事象となる。

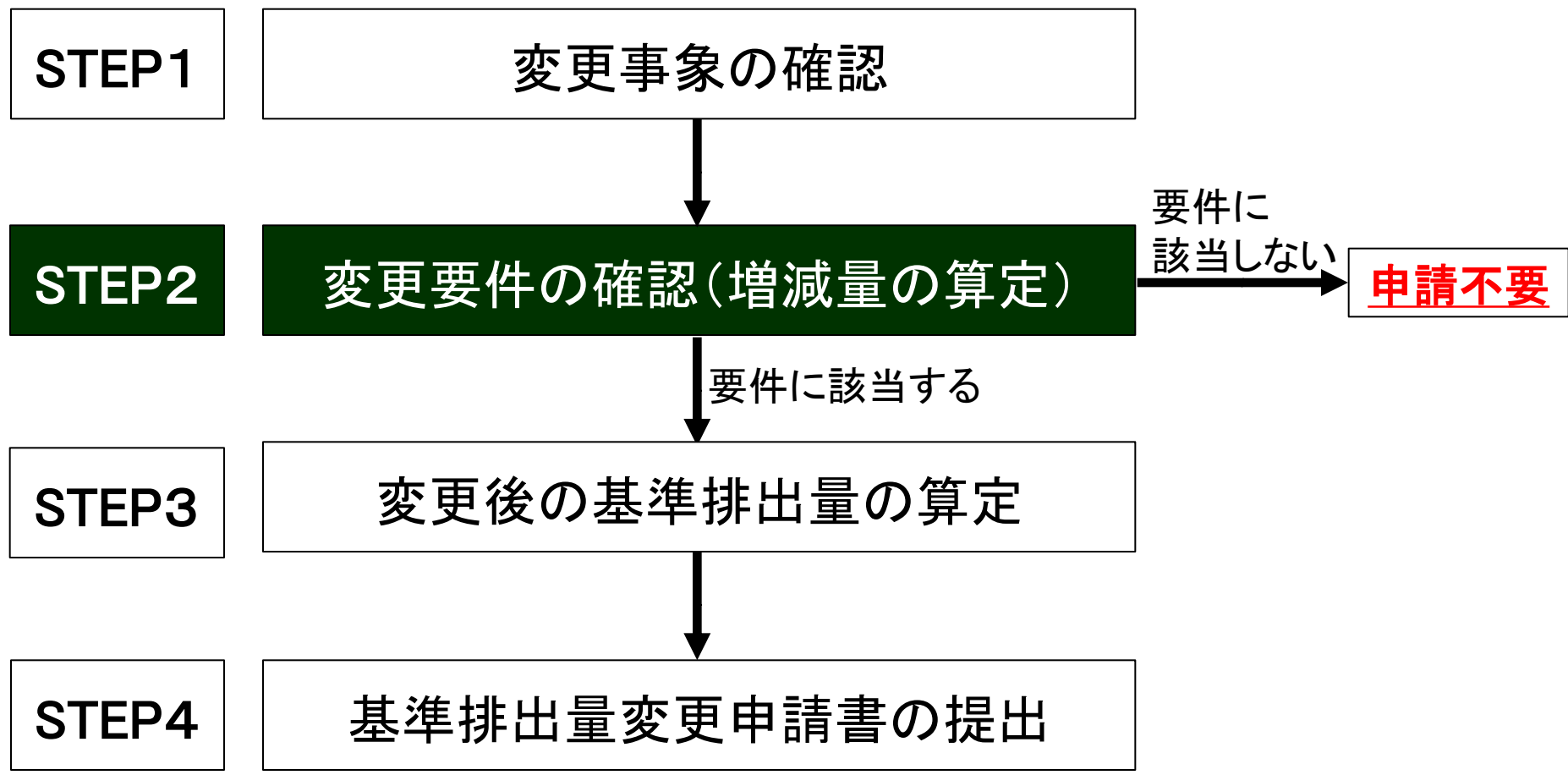
イ 前計画期間末からを選択した場合

事象④ (1,000 m²の増加)のみが変更事象となる。



3 変更要件の確認(増減量の算定)

全体フロー



3 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(1) 変更要件の確認方法

(算定GL p.140～142)

変更事象による増減量が基準以上である場合、基準排出量変更の申請が必要となる。(増減量の算定方法は第2部で説明)

ア 熱供給事業所以外の事業所

増減量 $\geq$ 基準排出量の6%

「増減量」… ①～③の変更事象によって増減した排出量の合計 [t-CO₂]

①床面積の増減、②用途変更 → 用途区分ごとの「排出標準原単位」を用いて算定

③設備の増減 → 事業所の変更状況に応じた方法で算定

イ 熱供給事業所

増減量 $\geq$ 基準年度※又は前計画期間末における供給先床面積の6%

「増減量」… 熱の種類ごとの供給先床面積の増減の合計 [m²]

※既に基準排出量の変更を行った場合は、前回の変更後の供給先床面積が基準となる。

3 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(2) 用途区分毎の排出標準原単位 (算定GL p.127～128)

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2計画期間以降	[単位]
事務所	床面積[m ²]	85	100	[kg-CO ₂ /m ²]
事務所(官公庁の庁舎)		60	75	
情報通信		320	380 (データセンター 610)	
放送局		215	260	
商業		130	160 (食品関係 225)	
宿泊		150	180	
教育		50	60 (理系大学等 95)	
医療		150	185	
文化		75	90	
物流		50	55 (冷蔵倉庫等 90)	
駐車場		20	25	
工場その他上記以外		-	-	

3 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(3) 変更要件確認の留意事項

① 増減量は累積で判断する。

1回の変更事象のみで判断しない。
選択した確認期間内の全事象を
対象とする。

② 増減量は全ての変更事象の
合計で判断する。

1種類の変更事象のみで判断しない。
面積の増減、用途変更、設備の増減
の全事象を対象とする。

③ 各年度末時点ごとに要件に該
当するか確認する。

要件に該当した翌年度に申請する
必要があるため、毎年度、要件に
該当するか確認する。

④ 第3計画期間の排出係数で算
定する。

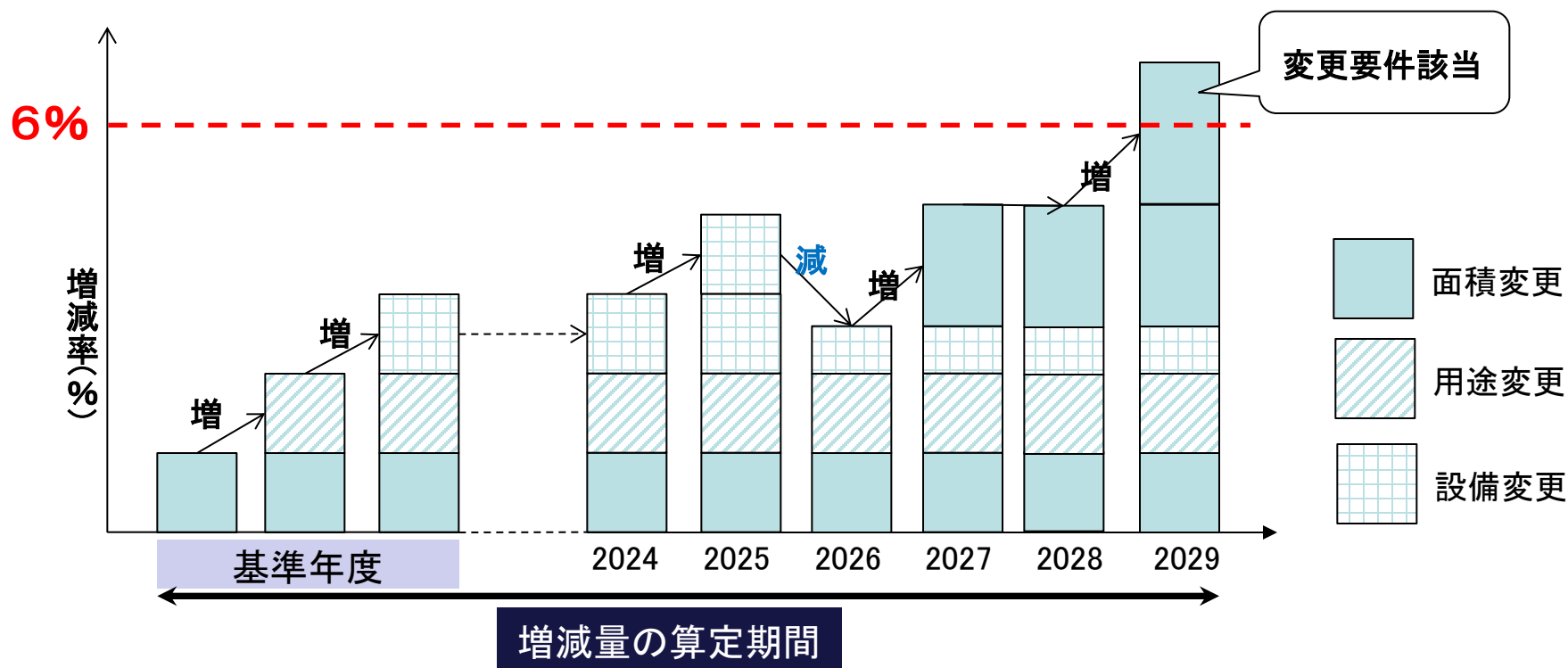
過去実績原単位による算定及び
実測値による算定では、
第3計画期間の固定係数で計算する。

3 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(4) 増減量の積上げイメージ①

ア 基準年度以降の場合

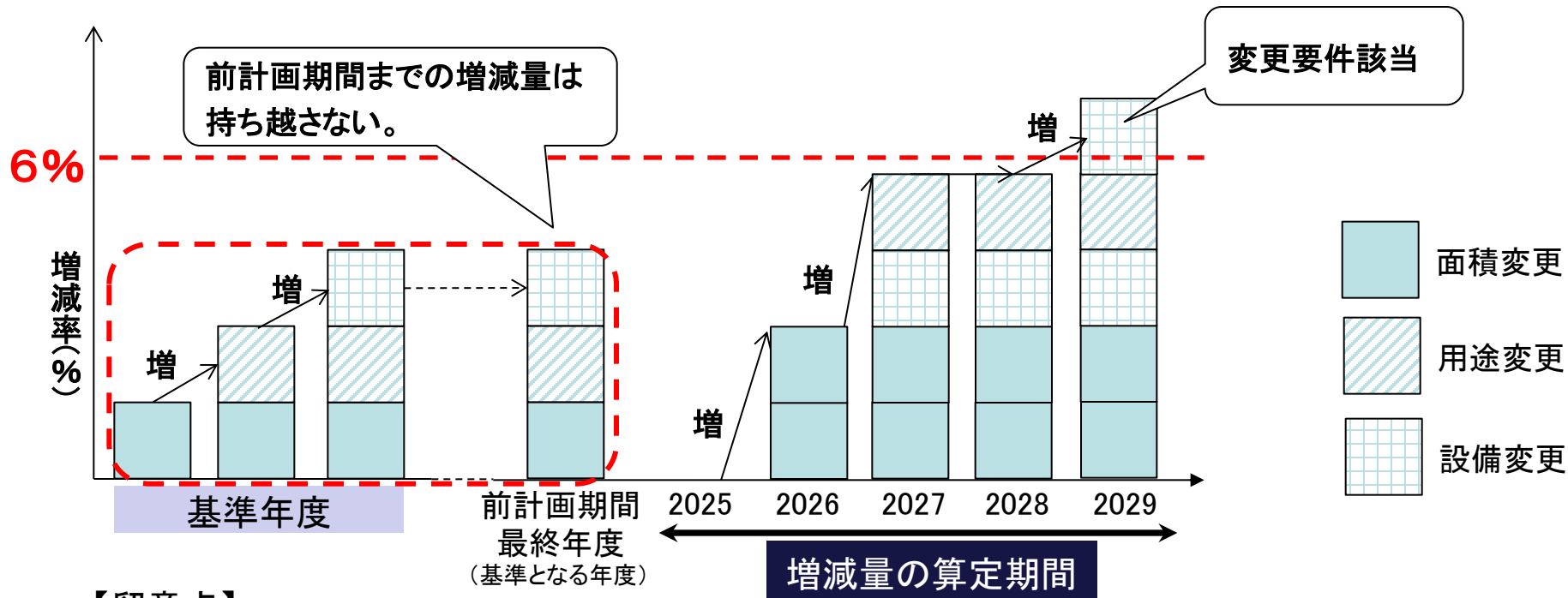
基準年度開始月以降の増減量の合計が基準排出量比で6%以上となった年度で申請する。



STEP2

イ 前計画期間末からの場合

前計画期間末からの増減量の合計が基準排出量比で6%以上となった年度で申請する。



【留意点】

- 前計画期間までの増減量は今計画期間へ持ち越さない。
- 前計画期間末時点の状況を基準として増減量を算定する。

3 変更要件の確認(増減量の算定) STEP2

(5) 変更要件の確認方法(具体例)

計画期間・年度	基準年度	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間	第四計画期間	
	2004	2010	2016	2024	2025	2027
増加面積 (㎡)	-	事象①	事象②	事象③	-	事象④
	-	1,000	1,000	1,000	-	1,000
床面積合計 (㎡)	10,000	11,000	12,000	13,000	13,000	14,000
増減量 (t)	-	100	100	100	-	100

【算定条件】基準排出量:6,000 t-CO₂ 増減量:1,000 ㎡×100 kg-CO₂/㎡(事務所)÷1,000=100 t-CO₂

ア 基準年度以降を選択した場合

- 事象①～事象④ (4,000 ㎡の増加)を変更対象とする。
- 要件確認:400 t÷6,000 t=6.6%≧6% (基準排出量変更申請に**該当**)

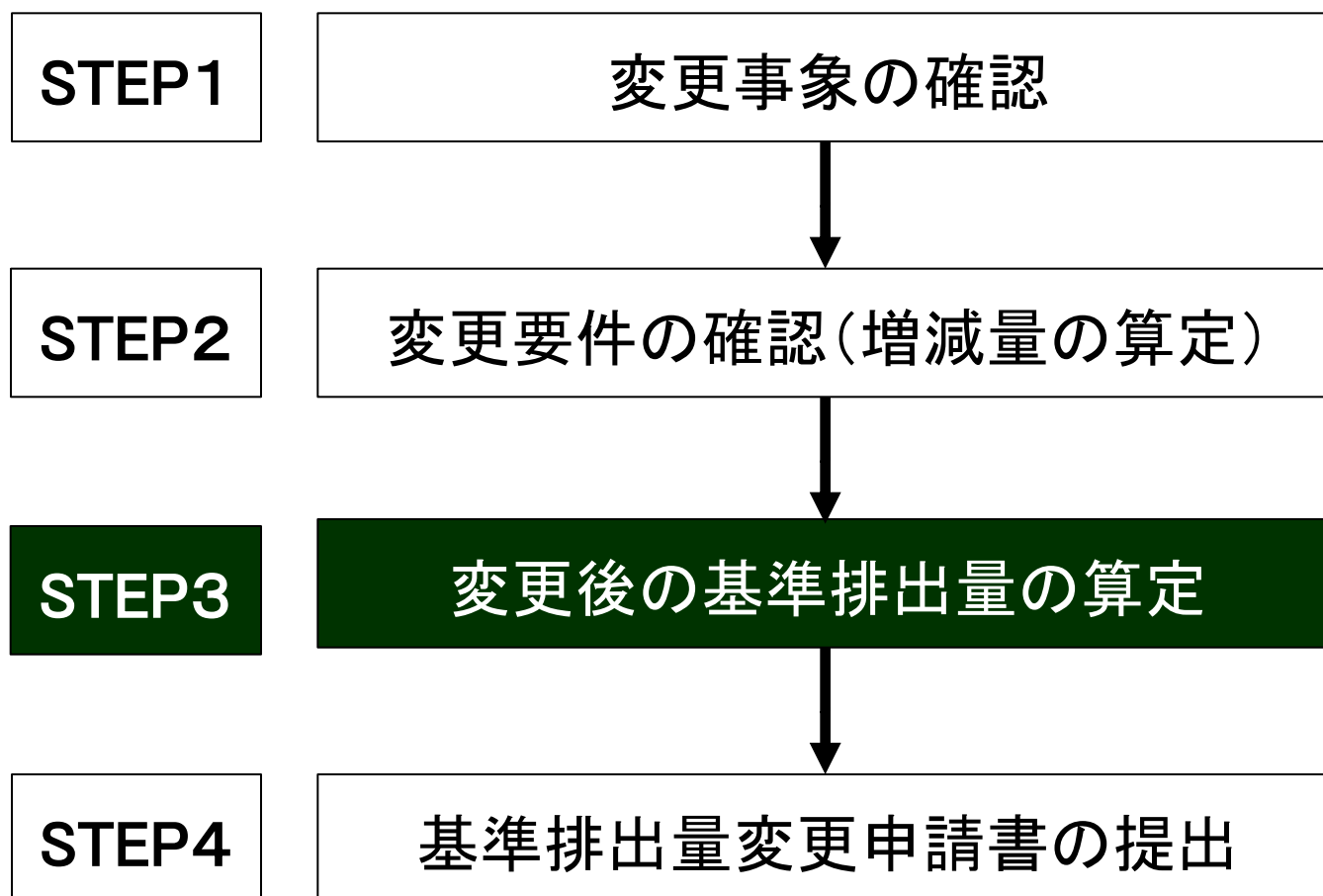
イ 前計画期間末からを選択した場合

- 事象④ (1,000 ㎡の増加)のみを変更対象とする。
- 要件確認:100 t÷6,000 t=1.6%<6% (基準排出量変更申請に**非該当**)

アとイの
選択は
任意となる

4 変更後の基準排出量の算定

全体フロー



4 変更後の基準排出量の算定

STEP3

(1) 変更後の基準排出量の算定方法

(算定GL p.143～151)

$$\text{変更後の基準排出量} = \text{変更前の基準排出量} \pm \text{変更量}^{\ast 1}$$

変更量は次のいずれかの方法により算定する。(詳細は第2部で説明)

- ①事業所の過去の排出量実績を用いた算定(過去実績原単位)
- ②排出標準原単位(t-CO₂/m²)を用いた算定
- ③全部又は一部の実測値を用いた算定^{※2}

【留意点】

※1「変更要件の確認のために算定した増減量」と「基準排出量の変更量」は必ずしも等しくない。

※2 平成22年7月以降の実績値を用いる場合は、「運用管理基準の適合認定ガイドライン」(以下「運用管理GL」という。)に定める基準に適合する必要がある。「運用管理報告書」をご提出いただき、適合を判断する。

4 変更後の基準排出量の算定

STEP3

(2) 変更後の基準排出量の算定方法(具体例)

計画期間・年度	基準年度	第一計画期間	第二計画期間	第三計画期間	第四計画期間	
	2004	2010	2016	2024	2025	2027
増加面積 (㎡)	-	事象①	事象②	事象③	-	事象④
	-	1,000	1,000	1,000	-	1,000
床面積合計 (㎡)	10,000	11,000	12,000	13,000	13,000	14,000
増減量 (t)	-	100	100	100	-	100
変更量 (t)	原単位	-	100	100	-	100
	実測	-	120	120	-	120

【算定条件】基準排出量:6,000 t-CO₂ 増減量:1,000 ㎡×100 kg-CO₂/㎡(事務所)÷1,000=100 t-CO₂

ア 基準年度以降を選択した場合

事象①～事象④ (4,000 ㎡の増加)を変更対象とする。

要件確認:400 t÷6,000 t=6.6%≧6% (基準排出量の変更要件に該当)

変更量(原単位):400 t-CO₂
変更量(実測)※:480 t-CO₂

変更量の算定方法は任意に選択できる
※実測による算定は、運用管理GLに定める基準に適合する場合に限る。

4 変更後の基準排出量の算定

STEP3

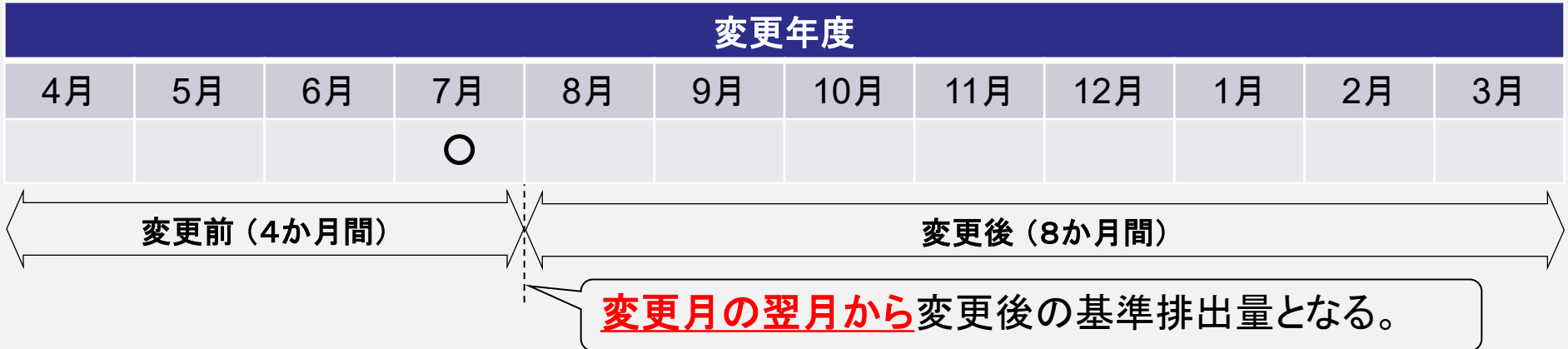
(3) 変更年度の基準排出量

(算定GL p.143)

- 変更量は、変更月の翌月から適用される。
⇒ 変更年度における基準排出量は、変更量を月割計算して算定する。

変更年度の基準排出量の考え方

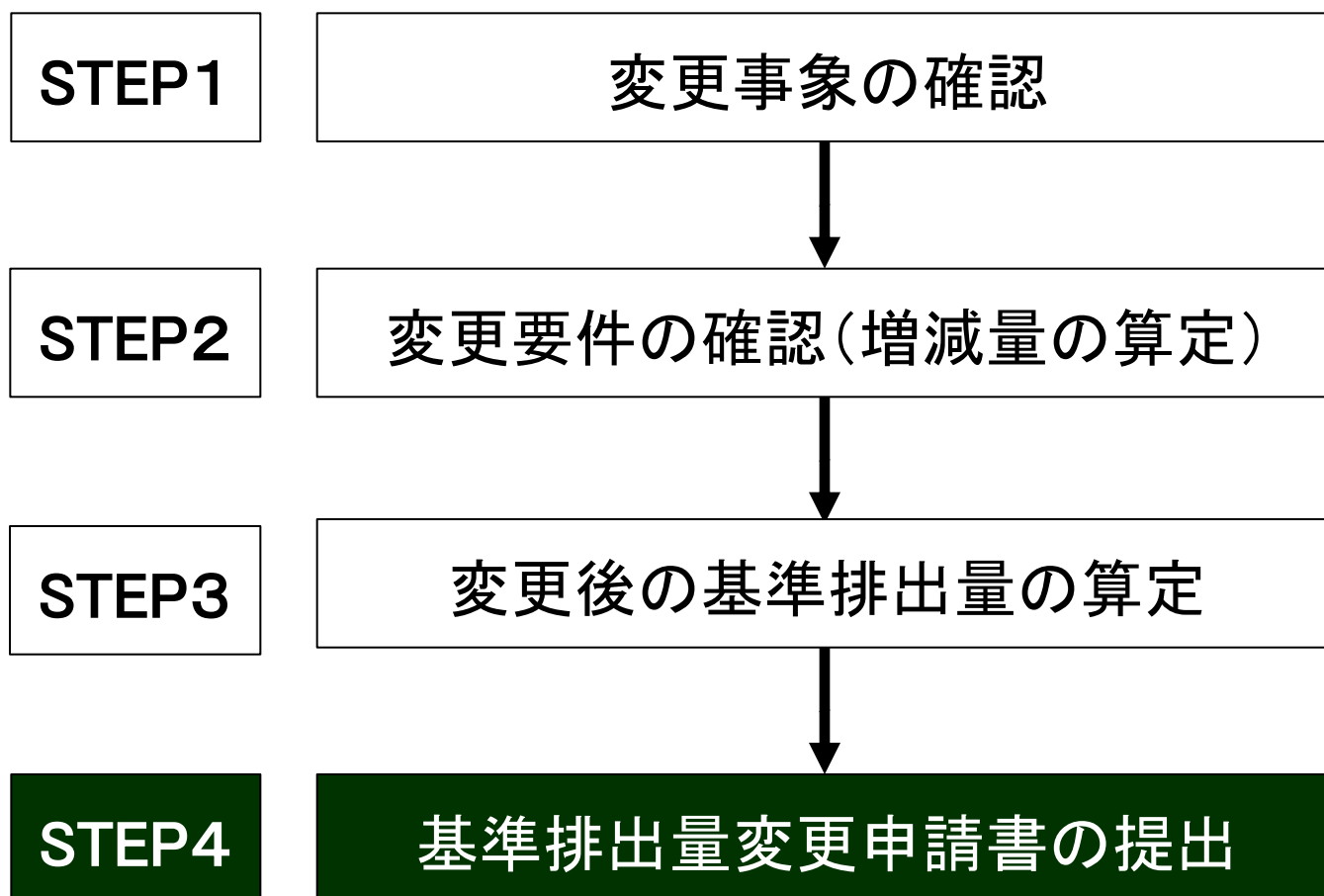
(【例】基準排出量: 10,000 t-CO₂ 変更月: 7月 変更量: 3,000 t-CO₂)



変更年度の基準排出量 = 10,000 t-CO₂ + 3,000 t-CO₂ × 8/12
= 12,000 t-CO₂

5 基準排出量変更申請書の提出

全体フロー



5 基準排出量変更申請書の提出

STEP4

(1) 提出期限

(算定GL p.150)

基準排出量の変更申請は、変更の要件に該当する事象の生じた年度の翌年度の9月末までに行う。

なお、検証機関による検証は不要である。

- 基準排出量変更の可能性がありましたら、**早め**のご相談をお願いいたします。

5 基準排出量変更申請書の提出

STEP4

(2) 提出書類

(算定GL p.150)

- 基準排出量変更申請書
- 基準排出量変更算定書
- 根拠資料
- 運用管理報告書(該当する場合のみ)

【運用管理報告書の留意点】

- ① 次の条件”全て”に該当する場合のみ提出
 - ・平成22年7月以降の実績値を使用して変更量を算定する場合
 - ・変更量が「正(プラス)」となる場合
- ② 検証機関による検証は不要
- ③ 優良特定地球温暖化対策事業所の場合「運用管理報告免除申請書」を提出することで不要

参考資料

- 各種提出書類等

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/

- 各種ガイドライン等

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/guidelines/

お問合せ先

東京都環境局 気候変動対策部 総量削減課

「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第二本庁舎20階南側

窓口時間: 9:00~17:45

電話 : 03-5388-3438

メール : ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp